

改正 2008年2月23日 2015年3月28日  
2016年2月18日 2017年3月25日

（目的）

第1条 同志社女子大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、同志社女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項及び任務）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規準第14条に定める本学の責務に関する事項
  - (2) 規準の運用、解釈に関する事項
  - (3) 規準の改廃に関する事項
  - (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
  - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行う。
- 3 委員会は、規準第14条第3項に定める苦情、相談等に対応する。
- 4 委員会は、研究者及び研究を支援する者の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告し、学長は被告発者等の調査対象者となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を含め、適切な措置を講じる。
- 5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案する。

（構成）

第3条 委員会は、次の者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学術情報部長
  - (2) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
  - (3) 動物実験委員会委員長
  - (4) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会自然科学系の教員1名
  - (5) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会人文社会科学系の教員1名
  - (6) 学部長、研究科長
  - (7) 教務部長
  - (8) 総務部長
  - (9) 学術研究支援課長
  - (10) 当該分野の教員
  - (11) 有識者、弁護士等の専門家
- 2 前項第11号の委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、前条第1項第1号の委員をもってあて、副委員長は前条第1項第6号の委員をもってあてる。

（任期）

第5条 第3条第1号から第9号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第10号及び第11号に定める委員の任期は第2条第3項に規定する審議内容に応じて学長が決定する。

（議事）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。

3 前項に拘わらず、第2条第4項に規定する「重大な規準違反行為」に関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

(相談員)

第7条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため委員以外に研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

2 相談員は、各学科の学科主任をあてる。ただし、必要のある場合は、委員長は学長の承認を得て委員及び学科主任以外の若干名の専任教員に委嘱することができる。

3 委員及び学科主任以外の相談員の任期は2年とする。

4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催する。

6 相談員は、委員会に出席して意見を述べるができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課の所管とする。

(その他)

第10条 委員会は、第7条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究倫理委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。